

企画環境委員会会議記録（第2号）

令和7年12月19日

福島県議会

1 日時

令和7年12月19日（金曜）

午前 10時59分 開議

午後 2時 1分 散会

2 場所

企画環境委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」のとおり

4 出席委員

委員長 江花圭司	副委員長 石井信夫
委員 古市三久	委員 鈴木智
委員 荒秀一	委員 高宮光敏
委員 大橋沙織	委員 真山祐一
委員 鳥居作弥	委員 猪俣明伸

5 議事の経過概要

(午前 10時59分 開議)

江花圭司委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開く。

これより生活環境部の審査に入る。

初めに、執行部職員の紹介を願う。

(次長以上自己紹介、その他の職員は政策監より紹介)

江花圭司委員長

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外4件を一括議

題とする。

直ちに、生活環境部長の説明を求める。

生活環境部長

(別紙「12月県議会定例会企画環境委員会生活環境部長説明要旨」により説明)

江花圭司委員長

続いて、生活環境総務課長の説明を求める。

生活環境総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

江花圭司委員長

続いて、自然保護課長の説明を求める。

自然保護課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

江花圭司委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

大橋沙織委員

当初提案分議案説明資料6ページの県有施設等カーボンニュートラル推進事業について、電気自動車の導入に係る入札請差と国庫支出金の増額により補正するとの説明があったが、国庫支出金の増額は31万円との理解でよいか。また、入札請差による減額と国庫支出金の増額の理由を説明願う。

環境共生課長

当該事業は、公用車への電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の導入を進めるため、各部における購入費用の一部を負担するものであり、今回は合計28台の電気自動車等が導入される予定である。通常、ハイブリッド自動車を購入する場合は1台当たり200万円程度の予算を計上するが、電気自動車等の場合は400万円を超える予算が必要となるため、その差額を各部に配分している。当初予算については、各自動車会社の見積りを基に編成したが、入札請差が発生した。また、国庫支出金については、車種によって金額が異なるが、購入する車種の確定等に伴い、31万円多く充当できるようになった。

大橋沙織委員

公用車の電動化に係る計画の全体像を聞く。

環境共生課長

県の公用車のうち、国費のパトカーや土木関係のトラックなどの特殊車両を除く約1,200台の電動化が可能であると把握している。一方、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの電動車の導入状況は、現時点で約330台である。カーボンニュートラルに向けて化石燃料の燃焼を抑制していかなければならないため、各部と連携するとともに、公用車電動化プロジェクトチームにおいて議論しながら電動化を進めている。

真山祐一委員

6号補正について、地域公共交通に関しては繰越明許費がなかったが、年度内に完了するとの理解でよいか。

生活交通課長

年度内に完了する予定である。

真山祐一委員

速やかな事業の実施を願う。

次に、熊対策について、国のクマ被害対策パッケージでは春熊の駆除を強化する趣旨が含まれていたと思うが、6号補正ではそうした対策を事業化しているか。本県における春熊対策の必要性も含め、補正の内容を説明願う。

自然保護課長

今回の補正予算については、これまで専決での補正予算や予備費による追加対策を実施してきたが、引き続き、山の餌不足等により冬眠しない熊や早期に冬眠から明ける熊の増加が想定されるため、国のクマ被害対策パッケージを踏まえた事業を構築した。予算額は1億1,602万5000円であり、大きく4つの事業に分けられる。

1つ目は、ツキノワグマ出没対策支援事業である。約8,200万円を計上し、市町村による資機材の購入、人員の訓練、樹木の伐採等による誘引物の除去などに対する補助に加え、県立学校及び私立学校に対する熊スプレー等の配付を行う。2つ目は、頻出地域における緊急パトロール事業である。約1,500万円を計上し、熊の目撃地点等への見回り及び注意喚起のパトロールを行う。3つ目は、ハイリスクエリアにおける調査監視事業である。約1,000万円を計上し、ドローンや通信機能付センサ

一カメラなどのＩＣＴを活用した調査監視や住民への注意喚起を行う。4つ目は、ツキノワグマ注意喚起情報の発信である。約900万円を計上し、市町村等と協力しながら、冬眠しない熊や早めに冬眠から明ける熊に関する注意喚起を行う。委員から指摘があった春熊の捕獲については、これまで本県で取り組んだことがなく、実施体制が整っていないことから、今回の補正予算には計上していない。

真山祐一委員

今回の補正予算には計上していないとのことであるが、春熊対策の必要性をどのように認識しているか。

自然保護課長

春熊の捕獲については、東北の一部の県や北海道などで行われており、本県における熊の管理検討会でも議論されている。本県では、まだ熊の個体数調整捕獲に取り組んでいないため、春熊の捕獲には踏み込んでいないが、国のクマ被害対策パッケージも踏まえ、対応を検討していきたい。

古市三久委員

先ほど、電気自動車の購入に当たり入札請差が発生したとの説明があったが、スケールメリットによるものか。

環境共生課長

電気自動車の購入に係る入札に当たっては、各販売会社からの見積りに基づき当初予算を編成し、出納局が入札公告を行ったところ、見積額から減額して札入れされ、差額が請差となった。

古市三久委員

購入台数が増えたため安くなったのではないか。売り手はもうからなければ応札しないことから、安くなった理由があると思うが、それは何か。

環境共生課長

札入れの金額の根拠までは把握していないが、一度に十数台分を入札した案件もあることから、減額の背景にはスケールメリットもあると考える。

古市三久委員

福島県省エネ家電購入応援事業について、対象となる家電とポイントの付与方法を聞く。

環境共生課長

経済対策の補正予算で計上している福島県省エネ家電購入応援事業については、令和4年度の補正予算で計上し、5年度への繰越事業として取り組んだ事業と同様の内容を考えている。詳細についてはこれから検討していくが、対象品目は4年度の事業と同様に、エアコン、冷蔵庫、エコキュート、LED照明の4点となる予定である。その理由は、統一省エネラベルの表示により、消費電力が少なく省エネ効果を期待できる製品を選べるためである。

また、ポイントについては、電子ポイントまたは商品券で付与し、県内に本社がある地域協力店とその他の通常店で付与率に差を設ける予定である。例えば、小型エアコンについては、通常店で2万ポイント、地域協力店で4万ポイント、大型エアコンについては、通常店で4万ポイント、地域協力店で8万ポイントを付与する計画である。この点は前回の事業と同様であるが、エコキュートについては国の補助が導入されたことから、国と県の補助を合わせて前回と同程度になるよう設定したいと考えている。

古市三久委員

1ポイントは1円相当か。

環境共生課長

基本的にはそのとおりであるが、県がnanacoやVポイント、PayPayなどに変換できるポイントを購入して配付することになるため、今後、各社と調整していく。

古市三久委員

電子決済による購入しか対象とならないのか。

環境共生課長

これから委託先を決定して詳細を詰めていくが、購入に係るレシートや設置状況を撮影した写真などの証明となるものを提出してもらい、条件を満たせばポイントまたは商品券を付与する仕組みを考えている。

古市三久委員

令和4年度に同様の事業を実施した際は、予算の全額を執行できたか。

環境共生課長

令和4年度から5年度へ繰り越した事業においては、補正予算として約9億円を計上し、そのうちポイントまたは商品券として還元する分は約7億4,000万円であ

ったが、2月末から事業を開始したところ、当初の予定よりも早く4月中にポイントの原資が尽きてしまった。そうした前回の結果等も踏まえ、今回は約24億4,900万円の予算を計上し、そのうちポイントの原資は20億円以上である。

古市三久委員

入札不調があったとの説明があったが、その理由を聞く。

共生社会・女性活躍推進課長

男女共生センターに係る入札不調については、令和6～9年度にかけて館内照明をLED化する改修工事を進めており、設計委託を行うため、9～10月にかけて延べ25社に依頼し3回の見積り合わせを行ったが、いずれも不調となった。業者に確認したところ、同様の工事設計を官民から多数受注しているため新たな案件の対応が困難であったり、労務単価の上昇により価格の折り合いがつかなかつたりしたことのことであった。

古市三久委員

入札不調の理由は人手不足と物価高との理解でよいか。

共生社会・女性活躍推進課長

委員指摘のとおり、LED化の設計を進める官民の事業者が多数おり、新規案件に対応できないとの点については人材不足に該当し、労務単価の上昇については物価高に該当すると考える。

古市三久委員

LED化を進める事業者が多く、競争に負けたと理解した。

議案第17号について、第4条と第5条の違いを説明願う。

自然保護課長

今回の条例改正では、事務処理の特例としてツキノワグマの捕獲に関する事務を指定する市町村に委譲する。別表第2（第4条関係）に記載の市町村については県が事務を行い、別表第3（第5条関係）に記載の市町村については事務が委譲されるため、対象の町を別表第2（第4条関係）から別表第3（第5条関係）に移動する改正を行う。

古市三久委員

別表第2（第4条関係）から別表第3（第5条関係）に移動する2町では、町が事務を行うことになるとの理解でよいか。

自然保護課長

そのとおりである。

猪俣明伸委員

福島県省エネ家電購入応援事業について、物価高騰対策であればポイントによる還元ではなく割引すればよいと思うが、ポイント還元とする理由を聞く。

環境共生課長

前回の事業がポイント還元であったことや、ポイント還元のほうが事務処理をしやすいことからそのようにした。

猪俣明伸委員

今回の補正に対するウェブ上のコメントを見ると、家電を買い換えてポイントをもらえることは物価高騰対策にはならないとの指摘もあり、説明が難しいと思うが、当該事業は物価高騰対策と経済対策のどちらか。

環境共生課長

物価高騰対策と経済対策の両面があると考えている。国から示された経済対策の事業例の中には家電購入応援が含まれており、県内に本社がある家電販売店から購入する場合にポイントを優遇する点においては経済対策の面がある。一方、エネルギー価格が高騰している中、省エネ家電への買換えにより電気代等の節約につながることから、物価高騰対策の面もある。

猪俣明伸委員

説明は理解できるが、初めから値引きすれば物価高騰対策になる一方、電気代が高く困っている人に家電を購入させ、さらにポイントを使わせる対策は物価高騰対策と言えるのか非常に疑問であるため、再度検証願う。

次に、国のクマ被害対策パッケージを踏まえた対策について、市町村を支援するとの説明があったが、これは金銭的な支援か。

自然保護課長

クマ被害対策パッケージで拡充された指定管理交付金を活用し、県から市町村に補助金を交付する。

猪俣明伸委員

先ほど、熊スプレー等の購入や情報発信について説明があったが、補助金を交付する以外に県が直接行う事業は何か。

自然保護課長

先ほど4つの事業を説明したが、1つ目のツキノワグマ出没対策支援事業の中に市町村に対する補助金が含まれている。そのほか、県立及び私立学校への熊スプレー等の配付、緊急パトロール事業、ドローン等を使った調査監視事業、情報発信事業については全て県が直接行う事業である。

猪俣明伸委員

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター指定管理者の指定について、限度額は約3,600万円で、期間は令和7～12年度とのことであるが、6年分の予算が約3,600万円との理解でよいか。また、限度額の積算根拠を聞く。

自然保護課長

令和8～12年度の5年間の合計額である。施設を案内する職員1.5人分の人件費のほか、光熱水費や備品等の購入費用を計上している。

猪俣明伸委員

1年間に換算すると約600万円であるが、1.5人分の人件費や光熱水費等を含めて当該金額で足りるのか。

江花圭司委員長

議案に対する質疑の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時55分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

江花圭司委員長

再開する。

休憩前に引き続き、議案に対する質疑を行う。

先ほどの猪俣委員の質疑に対する答弁を求める。

自然保護課長

奥会津ビジターセンターに係る債務負担行為については、手続上、令和7～12年度の6年間で債務負担を組むことになるが、実際は8年度からの5年分の経費であ

る。今年度と昨年度分については年間600万円程度の予算を積算しているが、8年度以降は物価や人件費の上昇を踏まえて増額し、8年度については約690万円と積算している。

猪俣明伸委員

指定管理期間中に予算が不足する場合には、限度額を上げることもあるのか。

自然保護課長

契約上は当該限度額の範囲内となるが、奥会津ビジターセンターは道の駅会津柳津に併設された施設であり運営費が統合されているため、ほかの施設と比べコストがかからない。また、施設に大きな破損等が生じた場合には県が対応する契約であるため、今後、多額の追加支出が発生する場合には、協議の上で県が負担することもあると考える。

江花圭司委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

江花圭司委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的な事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

荒秀一委員

外国人住民との秩序ある共生社会の実現について、参議院選挙以降、様々な議論があるが、現政権が秩序ある共生社会の実現を進めていることを正しく認識しながら我々も臨むべきであると考える。一般質問の答弁では、1月を目途に基本的な考え方や取組の方向性が示されることであるが、今後、県の取組をどのように具体化していくのか。

国際課長

外国人住民との秩序ある共生社会の実現については、共に安心して暮らすための環境づくりが非常に重要であると考えている。国や全国知事会等においても議論が進められており、国では来年1月を目途に基本的な方針等を取りまとめるとしているため、その内容を注視しながら県としてもしっかりと取り組んでいきたい。

荒秀一委員

私には外国人の友人が多く、先般の選挙において一部の人たちにより排外主義的な言動が拡大したことは、日本の将来にとって極めて不利益であると考える。一方、現政権の取組は、我々がこれから歩むべき落ち着いた方向性を示しているものと共感を覚えている。私が前に所属していた商労文教委員会では、外国人の労働問題に対する体制が未整備であるとの話があったが、結婚、仕事、学業など様々な理由により1万人以上の外国人が本県に住んでいることから、多方面にわたる環境整備に全庁を挙げて取り組むべきであると思う。国では来年1月を目途に方向性を取りまとめるとのことであるが、それを踏まえた県の考えを聞く。

国際課長

来年1月を目途に国から示される方向性の具体的な内容を精査し、これまでの県の取組を踏まえつつ、新たな対応の必要性も含めて丁寧に議論していきたい。

荒秀一委員

国の動向を注視しながら県としても考えていくよう願う。特に、本県ではF-R-E-I（福島国際研究教育機構）や会津大学に世界中から研究者が集まるため、こうした特殊性も生かしつつ基盤整備すべきと考える。日本及び本県は多文化共生において非常に遅れていると思うため、先駆けの地となるよう環境整備に取り組んでほしいが、部長の考えを聞く。

生活環境部長

委員指摘のとおり、多文化共生は極めて重要であると思う。これまでの県の取組は交流といった面が中心であったが、これから議論を踏まえ、秩序ある共生社会の実現という新たな面も付加して施策を進めていかなければならないと考えている。國の方針が示された後、専門家や関係者との様々な意見交換の場において意見を聴取しながら、丁寧に施策を進めていきたい。

真山祐一委員

昨年12月に策定された福島県における日本語教育の推進に関する基本的な方針では、多文化共生の基礎となる日本語の習得に対する様々な施策が列挙されているが、令和4年のアンケート調査によると、日本に来てから日本語を勉強する機会がない外国人が半数程度いるとのことである。こうした実情を踏まえ、特に就業により来県している外国人とその家族に対する日本語教育の機会を拡充する取組もあるが、当該方針に基づき1年間取り組んだ成果を聞く。

国際課長

日本語教育の取組状況については、昨年12月に策定した方針に基づき、日本語教育施策を協議する総合調整会議を今年度から設置し、これまでに2回開催して現在の取組状況や今後の課題等について関係者と議論している。また、今年度の新たな取組として、日本語教育を推進するための総括コーディネーターと地域日本語教育コーディネーターの2名を10月に配置し、当該コーディネーターと連携しながら、会議の運営、各関係者への訪問による課題の聞き取り、オンライン日本語教育の企画運営及び日本語教室の立ち上げ支援などを行っている。なお、オンライン日本語教室については、住む環境によって日本語教室へのアクセスが難しい外国人住民向けに開催するものであり、今年度から調整を進め、年明けからレベル別のコースごとに教室を立ち上げる予定である。そのほか、日本語を教える学習支援者がスキルアップするための講座を開設するなど、様々な手段により日本語教育の推進に取り組んでいる。

真山祐一委員

様々な取組を進めている段階であり、国も基本の方針を示すことであるため、これから取組が加速していくと思う。先ほど説明があったオンライン日本語教室については、日本語教室がない地域もあるためオンラインを活用するとの趣旨は理解できるが、オンラインだけで地域の様々な事柄を学ぶことは難しいのではないか。就業で来県している外国人については、受け入れ事業者のネットワークを活用することである程度教育の場を提供できると思うため、そうした枠組みもうまく活用しつつ、身近な地域において日本語だけではなく日本文化や地域のルールも学んでもらうなど、秩序ある多文化共生社会につながる取組を要望する。

国際課長

委員指摘のとおり、身近な地域で日本語教育を受ける機会を確保することは非常に重要であると思う。全体的に外国人の数は増えているが、市町村ごとに増加の程度や課題は様々であることから、関係団体と連携しながら、各市町村、事業所及び日本語教室を巡回して意見交換しており、それぞれの実情に合わせた取組ができるよう継続していきたい。

鳥居作弥委員

外国人留学生文化施設等無料観覧制度の内容を聞く。

国際課長

外国人留学生文化施設等無料観覧制度については、県内の文化施設の協力を得ながら平成8年度から実施しており、県内の大学や専門学校等で学ぶ外国人留学生に文化施設を見学してもらい、本県の歴史や文化を学んでもらうとともに、復興の状況も含めて海外に情報発信してもらう目的で実施している。

鳥居作弥委員

来年、大ゴッホ展が開催される県立美術館も対象の文化施設に含まれていると思うが、大ゴッホ展の観覧についても当該制度の対象となるのか。

国際課長

大ゴッホ展は企画展であるため、外国人留学生文化施設等無料観覧制度の対象とならない。なお、当該制度の適用範囲については、各協力施設側の考え方により判断してもらっている。

鳥居作弥委員

大ゴッホ展は多くの来場者が見込まれる展覧会であり、日本人の学生が有料である一方、外国人留学生が無料であることによる誤解を防ぐためよい判断であると思うが、当該制度の適用範囲を協力施設側の判断に委ねてよいか疑問である。昨日、大ゴッホ展における当該制度の適用について文化振興課に質問したところ、承知していないとの答弁であったが、誤解を防ぐには、実行委員会の中でしっかりと議論した上で判断することが筋であると思う。また、共生社会をさらに拡大させていくためには、そうした細かいデリケートな部分の積み重ねが必要と思うが、県の考えを聞く。

国際課長

外国人留学生文化施設等無料観覧制度の適用に当たっては、施設側の事業者としての考え方や展覧会の運営形態など様々な要素があると考えている。一方、外国人留学生に本県の現状を見てもらい、できるだけ多くの文化に触れてもらうためには、様々な機会の創出が大事であることから、当該制度についての分かりやすい情報発信や協力を得る方法等について、引き続き関係課等と連携しながら議論していく。

鳥居作弥委員

これは白黒つけられる議論ではないため、多くの人が心から楽しめる環境づくり

に向けて意見交換しながら、最善策を取るよう願う。なお、本県では平成8年から当該制度を開始したことであり、制度の趣旨も理解したが、ほかにも同様の施策を講じている自治体はあるか。

国際課長

ほかの自治体における類似の取組の実施状況については把握していない。今後、把握の方法等について検討していく。

鳥居作弥委員

私がインターネットで調べたところ他県の状況はなかなか出てこなかつたが、例えば、東京都、京都府、九州などにある国立博物館では、施設が定める留学生の日は入館料を無料とする取組を実施しているほか、仙台市でも限定した形で留学生の来館を促す取組を実施しているとのことである。現在の大きな政治課題の中で、外国人と日本人の共生は非常にデリケートな問題であることから、バランスを取りながら、日本人が外国人に対して誤解しないようルールを設定する必要があると思う。こうした中で、私が調べる限り、留学生が年中無料で文化施設等に入館できる制度を設けている自治体はほかになく、当該制度は本県の一つの武器にもなると思う。一方、日本人の学生などが自国の文化を知るための施策も必要であると思うため、関係課と連携しながら施策を講じるべきと考えるが、県の考えを聞く。

国際課長

日本人学生向けの同様の支援については、外国人とのバランスを考慮しながら、引き続き関係者と議論していきたい。

鳥居作弥委員

外国人との共生は政治課題であり、ささいなきっかけが大ごとになってしまう。例えば、日本人学生と外国人留学生が文化施設を訪れた際に、日本人学生が入館料を支払う一方、外国人留学生は無料であることをSNSで発信すれば炎上することにもなりかねず、かつて名古屋市の博物館でこうした事例もあった。したがって、非常にデリケートな問題であることを大前提として対応願う。

吉市三久委員

本県における熊の生息数は4,000～5,000頭とのことであるが、適正な生息数はどのくらいと考えているか。

自然保護課長

本県における熊の生息数は4,000～5,000頭であり、毎年度実施している熊の生息数調査では増加傾向を確認している。適正な生息数については専門家による検討会の中で議論しているが、具体的な頭数は示されていない。一方、捕獲数については、ある程度の数を捕獲できているとの評価を受けている。

古市三久委員

環境省の資料によると、令和7年10月末時点の本県における捕獲数は1,151頭とのことであるが、熊が1年間に15%ずつ増えることを踏まえると、この捕獲数では増加することは間違いない。したがって、さらに捕獲しなければならないと思うが、環境省が示す熊の適正な生息数は分かるか。

自然保護課長

本県における熊の生息数である4,000～5,000頭の15%に当たる750頭程度を1年間で捕獲すれば現状の生息数が維持されることとなるが、本県ではこれまで同程度の数を捕獲してきた。なお、環境省が示す適正な生息数は把握していないが、国の調査では、全国の生息数が約4万2,000頭と推定されている。

古市三久委員

兵庫県では、絶滅しない頭数として環境省が示した800頭を目安に頭数を管理している。本県においても絶滅しない頭数を把握し、それに基づき捕獲すべきと思うが、どうか。

自然保護課長

福島県ツキノワグマ管理計画（第4期計画）では、人里近くに出没して被害を及ぼす危険な個体については上限を設けず捕獲することとしており、現状では自然増加数近く捕獲している。当該計画は来年度が最終年度であるため見直しの時期に入るが、昨今の熊の大量出没を踏まえて生息数管理などについて検討していく。

古市三久委員

先ほど会派内で話したところ、昔は熊を1頭捕獲すれば100万円、熊胆は30万円で売れると言っていたため、狩猟者が多くの熊を捕獲していたが、現在は放射性物質の関係で売ることができず埋設するしかないことや、狩猟者の高齢化により、誰も捕獲しなくなったとのことである。来年度、計画を見直すことであるが、本県における熊の適正頭数をきちんと研究して計画を作成し、早急に市町村に周知すべきと思うが、どうか。

自然保護課長

委員指摘のとおり、来年度の管理計画の改定においては、熊の適正な管理頭数の考え方や、それに応じた捕獲の在り方を議論していく。

古市三久委員

私は自然保護課に熊を殺せと言いたくはなく、極端に増えた熊を殺さなければならぬことは悲しいため、きちんと個体数管理を行うよう願う。

次に、1999年の法改正時の附帯決議では、国が都道府県における専門的人材の配置や調査研究体制の整備を支援することとされたが、動物愛護センターは保健福祉部の所管か。

自然保護課長

動物愛護センターは捨てられた犬や猫などを預かる施設であり、保健福祉部の所管である。

古市三久委員

県には熊などの野生鳥獣に関する専門職はいるか。

自然保護課長

野生生物調査専門官として1名の常勤職員を配置している。当該職員は野生生物に関する見識を持つ獣医師であり、様々なアドバイスを受けながら取組を進めている。

古市三久委員

当該職員はどこに所属しているか。

自然保護課長

当課の職員である。

古市三久委員

その1名で十分であるかは分からぬが、熊による被害が増加している現状を踏まえると、専門家をさらに増やして市町村と協議していく必要があると思う。予算や人員の問題から簡単なことではないと承知した上で検討してほしいと思うが、部長の考えを聞く。

生活環境部長

専門家の配置は重要であるため、引き続き検討していきたい。

古市三久委員

専門家の増員を検討し、県民が安心して生活できる環境づくりを願う。

次に、環境回復の推進について、政府一丸となって最後まで責任を持って対応するよう、知事による国への緊急要望を実施したとの説明があったが、国は、省令改正とガイドラインの作成により、県内を含む全国の公共事業における復興再生利用を可能とした。これにより、国は、2045年3月までに除去土壤等を県外で最終処分するとの法律に明記された責務を放棄したと思うが、県の見解を聞く。

中間貯蔵・除染対策課長

県外最終処分は、再生利用できない除去土壤等を最終的に県外で処分する制度である。

古市三久委員

法律に記載されている処分に再生利用は含まれないため、本来は省令改正ではなく法改正をすべきであった。当初、8,000 Bq/kgといった基準はなく、全て最終処分することになっていたと思うが、どうか。

中間貯蔵・除染対策課長

平成27年2月25日に県、大熊町、双葉町、環境省の4者で締結した中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書においては、8,000 Bq/kgの基準はなかったものの、当初から、除去土壤等の再生利用先の確保が困難な場合に県外で最終処分する制度となっていた。

古市三久委員

そのとおりであるが、放射性物質汚染対処特措法（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法）の制定時には、再生利用の話はなかったはずである。しかし、県外に最終処分場を設置することが困難となつたため、協定書を締結し、8,000 Bq/kg以下の除去土壤を再生利用することにしたと考える。さらに、本来は法改正が必要であるにもかかわらず、国は省令改正とガイドラインの作成により再生利用を可能としており、国の約束違反であることから、県は国に対し全ての除去土壤等を県外で最終処分するよう求めるべきと思うが、どうか。

中間貯蔵・除染対策課長

再生利用は重要な取組であると考えているが、県としては、再生利用の実施の有

無にかかわらず、法律に記載された国の責務である県外最終処分を求めていく姿勢である。

古市三久委員

8,000 Bq/kgの土壤による年間の外部被曝は0.93mSvとされているが、この計算の考え方方が分かるか。

中間貯蔵・除染対策課長

0.93mSvについては承知していないが、8,000 Bq/kgの基準については、年間の追加被曝線量が1mSv以下になるよう国が設定したと認識している。

古市三久委員

8,000 Bq/kgの土壤において年間1,000時間作業する場合の外部被曝は1.51mSvであり、1mSv以下にならないが、縦3m、横12m、厚さ2.2cmの鉄板を敷くことで0.93mSvになるとのことである。しかし、環境省のガイドラインでは防護措置をしなくてもよいこととされており、仮に本県で再生利用される場合には作業員等への様々な影響が懸念されることから、国に対してきちんと訴えるべきと思うが、どうか。

中間貯蔵・除染対策課長

8,000 Bq/kgは国が定めた基準であると認識している。先ほども説明したとおり、県としては、あくまでも県外最終処分をしっかりと求めていく姿勢である。

古市三久委員

そのように取り組んでほしい。

次に、浪江町津島地区の除染について、津島地区の住民は土地を元どおりにしてほしいと言っている一方、1.6%の特定復興再生拠点区域を除く約98%の土地は除染されていないことから、避難地域復興局と十分に協議し、住民の要望を実現してほしいが、どうか。

中間貯蔵・除染対策課長

浪江町津島地区を含む帰還困難区域の除染については、特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域以外の残された土地等の扱いに関しても地元市町村等の意向を十分に酌み取り、速やかに方針を示すよう国に求めている。

古市三久委員

原発事故から14年が経過しており、帰還困難区域の大半を占める森林の除染をい

つまでに行うのか、県と環境省が協議する必要がある。30年後に中間貯蔵施設がなくなれば除去土壤等の搬出先がなくなることから、それまでに双葉郡全体の除染を実施するよう検討してほしいが、どうか。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

帰還困難区域については、いかに時間がかかるとも復興して帰還を果たしていくとの国の方針が示されている。帰還者や地元市町村の意向を一番に踏まえ、安心して生活できる生活環境が回復されるべきであることから、除染のほかにも様々な考え方があるが、引き続き国に求めていく。

古市三久委員

いつまでか分からないとのことであるが、中間貯蔵施設がなくなれば除去土壤等の搬出先が問題となる。したがって、中間貯蔵施設がある間に除染を実施しなければならないと思うが、どうか。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

様々な手法を検討していく中で環境回復等がなされていくべきものであり、その手法については国がしっかりと検討するよう求めていく。

古市三久委員

放射性物質汚染対処特措法には、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し必要な措置を講じることが国の責務として規定されていることから、国が同法に基づいて取り組むよう、きちんと訴えるべきである。浪江町津島地区の住民は戻りたくても戻れないと話していることから、住民のこうした考えをきちんと受け止め、住民に説明しなければならないと思うが、津島地区の住民から県に対して除染に関する要望はあるか。

生活環境部環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

浪江町津島地区については、避難指示区域内の特別区域であり、第一義的には環境省が除染を実施することとなっている。したがって、県としては、確実な除染の実施を国に求めるとともに、その状況をしっかりと確認していく立場であることから、住民の話は聞いているが要望は受けていない。

古市三久委員

可及的速やかな除染の完了を求めるよう願う。

大橋沙織委員

共生社会の実現は、今後、より一層重要になると思う。現在、国政においても外国人との共生について議論されているが、世界ではフィンランドの国会議員がSNSでアジア人を蔑視する投稿をしたことが問題となっており、より弱い立場の人には差別の矛先が向けられることを非常に危惧している。外国人に限らずそれぞれ違いを持つ相手と共に暮らしていくためには、一人一人が差別をしないよう自制することが大事であると思う。そこで、国籍の違いや障がいの有無など様々な違いがある相手との共生社会の実現に向けた県の取組がさらに求められると思うが、こうした取組の内容を聞く。

共生社会・女性活躍推進課長

多様性を認め合う社会の実現については、ふくしまユニバーサルデザイン推進計画を策定し、企業等が行う研修への講師派遣や小学生向けの体験学習の開催などにより、年齢や性別、国籍にかかわらず互いに尊重し、差別なく共に助け合う社会の実現に向け、県民の理解が深まるよう取り組んでいる。

大橋沙織委員

これまでの取組は非常に大事であると思うが、私は昨今における情勢の変化を非常に心配しているため、こうした変化も踏まえて多文化共生の観点から取組を強化するよう要望する。

次に、福島県省エネ家電購入応援事業について、令和4年度に事業を実施した際にはすぐに満額に達して終了してしまい、事業の継続を要望していたため、実現して本当によかったと思う。ポイントの付与については、電子マネーだけでなく商品券での交付もあるとのことであり、両面での実施が大事であると思うが、ポイントの使途は限定しているか。

環境共生課長

ポイントの使途は限定しないため、物価高の折にポイントを有効活用してほしいと考えている。ただし、電子ポイントについては有効期限が設けられる可能性があり、相手方と調整しながら協議を続けていく。

大橋沙織委員

商品券には有効期限があるか。また、今回の国の交付金については、県としても食料品支援の事業を実施してもよいとのことであり、ポイントの使途を限定しないのであればふだんの買物にも使用できるため、食料品等の購入に係る生活支援にな

り得ると思うが、どうか。

環境共生課長

商品券については、JCBギフトカードなどの有効期限がないものを検討している。また、電子ポイントについては、通常の買物にも使用してほしいと思うが、ポイントの種類によっては使用できない店舗もあるため、なるべく多くの県民が使いやすいポイントを幅広く選びたいと考えている。

大橋沙織委員

電子ポイントと商品券の両輪で実施することは大事であり、今回の事業の対象は省エネ家電を購入した人に限るが、県がそうした物価高騰対策を実施していくことは非常に重要であると思う。米を含め食料品の値上げが続く中で、県民の生活はますます大変になっており、市町村だけではなく県としても支援していく観点が必要であると思うため、意見として述べておく。

次に、先日の一般質問において、国のクマ被害対策パッケージに示された捕獲単価の増額を検討しているとの答弁があったが、満額の8,000円が各市町村に行き渡るようにするのか、それとも8,000円の基準そのものを引き上げるのか。また、緊急銃猟における捕獲単価についても引上げを検討しているか。

自然保護課長

捕獲単価の上乗せについては、農林水産部が市町村に対して実施している事業であることから、当課では把握していない。緊急銃猟については、クマ被害対策パッケージにおいて銃猟者の日当に関して対象とされており、市町村が日当等を支払う場合は当該パッケージにおいて補助されることから、市町村が単価を設定することとなる。

江花圭司委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

江花圭司委員長

なければ、以上で一般的な事項に対する質問を終結する。

これをもって、生活環境部の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

12月22日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は議案の採決についてである。

これをもって、散会する。

(午後 2時 1分 散会)